

千歳市広告付きAED設置事業募集実施要領

千歳市広告付きAED設置業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、「千歳市広告掲載要綱（平成18年8月4日市長決裁）」及び「千歳市広告掲載基準（平成18年8月4日市長決裁）」に定めるもののほか、次のとおりとする。

第1 目的

広告付きAED設置事業とは、千歳市の公共施設におけるAED（自動体外式除細動器）及び収納ボックスの設置並びに維持管理を無償で行い、その対価として広告を掲出することで、維持管理経費の削減及び事務の軽減を図ろうとするものである。

本事業は、公募型プロポーザル方式により、本事業の実施に当たり最も効果的な提案を行った事業者を契約の相手方とする予定である。

第2 業務概要

別紙「千歳市広告付きAED設置事業仕様書」のとおり

第3 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地（旧教育委員会庁舎1階）

千歳市観光スポーツ部スポーツ振興課

電話 0123-24-0855

FAX 0123-27-3770

e-mail ; sportsshinko@city.chitose.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 27・28・29・30年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
なお、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、第5(1)エ～カの書類を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加申込書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 地方公共団体での類似する業務の受託実績があること。

第5 参加申込方法

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式1） 1部（正本1部）
- イ 企画提案書（様式2） 各6部（正本1部、写し5部）
- ウ 会社概要書（様式3） 6部（正本1部、写し5部）

※ 用紙のサイズはA4判とし、各々左上をホチキスで綴じること。

※ 千歳市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、上記の書類に加え、次の書類を提出すること。

- エ 登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）
- オ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書
- カ 千歳市内に事業所を有している場合は、法人市民税の納税証明書

(2) 提出期限

令和元年5月30日（木）17時まで

(3) 提出場所

第3に同じ。

(4) 提出方法

持参（月曜日から金曜日までの8時45分から17時15分まで）

(5) その他

- ア 参加申込みに関して参加者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、千歳市が承諾した場合は、この限りでない。
- ウ 企画提案は、1参加者1提案とする。
- エ 提出書類は返却しないものとする。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- オ 提出書類等に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- カ 受託候補者の決定後、千歳市と受託候補者は受託候補者の企画提案の内容等について協議を行い、必要に応じて、企画提案の内容の一部変更や、仕様書の修正、追加等を行う場合がある。
- キ 千歳市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ク 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

第6 質疑応答等

本要領及び別紙仕様書に関する質問は、次の方法で受け付ける。

なお、電話等による質問は受け付けない。

(1) 質問方法

質問の内容を質問書(様式4)に記入し、提出期限までに電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和元年5月20日(金)17時まで

(3) 提出先

第3に同じ

メールアドレス; sportsshinko@city.chitose.lg.jp

※ 件名は「千歳市広告付きAED設置事業提案募集に関する質問」とすること。

※ メール本文には必ず事業者名、担当者名、電話番号等の連絡先を記入すること。

(4) 回答方法

受け付けた質問とその回答は、参加申込書を提出している者全てに対し、メールにより回答する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、千歳市広告付きAED設置事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) ヒアリング等の実施 【行う場合】

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。[なお、企画提案者が2者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。]

ア 実施方法

- ・ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。
- ・ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や

写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

- ・ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて4名までとする。

[・ スクリーン及びプロジェクターは公募側が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。]【パワーポイント等の使用を認める場合】

- ・ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

別途通知する。[なお、企画提案者が2者以上となり、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。]

(3) 審査方法・評価基準

委託候補者の選定に当たっては、提出された書類等に基づき、業務実績、実現性、信頼性など企画内容を総合的に判断し、1者を特定する。

審査における評価区分及び審査事項は次のとおり。

評価区分	審査事項
企画提案 【企画提案書】 (様式2)	AEDの設置や広告掲出する場所及び方式について、来庁者や職員に危険を及ぼすことがないか、設置の分かりやすさ、施設管理者との協議により変更が可能か。
	AEDの仕様について、セルフチェック機能、リモート監視、小児対応か。
	広告方法及びスペースについて、AED一体型又はその他壁掛け等に必要広告スペースの度合いはどうか。
	事業者の広告掲出の方針はどうか。
	広告掲出に対する苦情等への対応体制はどうか。
実施体制 【会社概要書】 (様式3)	機器の故障等、障害発生時の対応体制はどうか。
	提案内容を実施するに当たり、組織として十分な基盤と体制が確保されているか。
	類似する業務の経験が豊富であり、本業務を円滑に進めることが認められるか。
総合評価	千歳市のスケジュールを十分に理解し、また、千歳市の業務を実施するに当たり妥当なものであるか。
	業務の理解力や実行性について総合的に評価できるか。

(4) 審査結果の通知

審査結果を文書により郵送で通知する。ただし、審査結果は合否のみの通知とし、審査集計内容・順位等は通知しないものとする。

第9 行政財産使用許可申請の手続き

行政財産使用許可の手続きは、設置の可否決定後に行うこととし、千歳市が指定する期日までに契約管財課へ行政財産使用許可申請書を提出すること。

第10 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
公募型プロポーザル実施の公表 (千歳市ホームページで公表)	令和元年5月10日(金)
質問受付期間	令和元年5月10日(金) ～5月20日(月)17時まで
企画提案書等の書類受付期間	令和元年5月10日(金) ～令和元年5月30日(木)17時まで
審査(書類審査又はヒアリング)	令和元年5月31日(金)以降
候補者決定 (審査結果の通知を含む。)	令和元年6月中
契約締結	令和元年6月中